

平成24年12月20日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
14番 末藤正幸
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 牟田勝浩
23番 黒岩幸生
26番 江原一雄

副議長 山崎鉄好
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
15番 小池一哉
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

25番 平野邦夫

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	成	松		薫
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	浦	川	正	盛
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
水	道	部	松	尾	満	好
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	末	藤	彰	彦
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

議 事 日 程 第 7 号

12月20日（木）10時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 第90号議案 | 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約の変更に係る協議について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第2 | 第98号議案 | 平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）
（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第3 | 第91号議案 | 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第4 | 第93号議案 | 平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第5 | 第101号議案 | 武雄小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結について
（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第6 | 第102号議案 | 財産の取得について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第7 | 第103号議案 | 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例
（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第8 | 第89号議案 | 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第9 | 第94号議案 | 平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第10 | 第95号議案 | 平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第11 | 第96号議案 | 平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第12 | 第97号議案 | 平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第13 | 第99号議案 | 平成24年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第14 | 第100号議案 | 市営和田住宅建替2号棟建設工事請負契約の締結について
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第15 | 請願第3号 | 集中豪雨で部分的に冠水する市道の改良工事請願書（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |

日程第16	第92号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第9回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第17	第104号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第10回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	意見書第3号	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第19	議提第2号	武雄市議会会議規則の一部を改正する規則（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第20	議提第3号	武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第21	議提第4号	武雄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第22	閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）	（議決）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第3号及び議提第2号から議提第4号までの3件を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第90号議案

日程第1. 第90号議案 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

本案は総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第90号議案 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は、神埼地区消防事務組合が佐賀県市町総合事務組合から脱退するため規約を変更するものです。

質疑はありません。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第90号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第90号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第90号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第98号議案

日程第2. 第98号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業経済常任委員長の報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

おはようございます。第98号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、前年度決算が確定したことによる今年度の繰越金の補正、また、事務費については人事異動に伴う人件費の補正という説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第98号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第98号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第98号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3～第7 第91号議案～第103号議案

日程第3. 第91号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についてから日程第7. 第103号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

以上の5議案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第91号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託をされました第91号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について、審査の内容と結果を御報告いたします。

主な内容は、外国人登録法の改正に伴って住民基本台帳法が一部改正をされ、それに伴い、広域連合の規約に変更が生じ、外国人も住民基本台帳に含めることになり、規定の必要がなくなったために削除されるものとの説明でありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第93号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、第93号議案 平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、審査の内容と結果について御報告をいたします。

内容については、7款1項1目19節の負担金補助及び交付金につきましては、高額医療費共同事業拠出金として2,384万円の増額をされており、これは本年度上半期の状況から当初予算と比較して20%ほどの増加が見込まれるためのものとの説明であります。

また、11款1項5目23節の償還金利子及び割引料につきましては、国庫支出金返還金及び

県支出金返還金として9,152万4,000円を計上されていますが、これは平成23年度実績報告による国庫支出金及び県支出金の返還金との説明でありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第101号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、第101号議案 武雄小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結について、審査の内容と結果の御報告を申し上げます。

特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札で仮契約を締結されたものであり、整備内容については、平面図、立面図において各教室の配置などの説明を受けたところでございます。

また、ユニバーサルデザインとして、各階にエレベーターや多目的トイレの設置も計画されているとのことございました。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第102号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、第102号議案 財産の取得について、審査の内容と結果について御報告をいたします。

内容は、史跡おつぼ山神籠石の整備活用のため、平成18年度から実施されている公有化事業に伴い、今回2筆4万8,627平米の仮契約ができたとのことで、本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第103号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、第103号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告をいたします。

今回の条例は、図書館・歴史資料館の施設の配置を見直すもので、これまで記述がなかった第4条第2号に歴史資料館を設け、その中で、蘭学・企画展示室、特別収蔵庫、一般収蔵庫として、図書館と歴史資料館を明記するものとのことであります。

蘭学館については、これまでの課題を改善し、資料をできるだけ数多くの方々にごらんいただきたいということで、年間を通じて蘭学・企画展示室で展示を行い、皆さんに蘭学のよさを知っていただきたいということでございました。

なお、委員からは、改正に至る経緯を踏まえての質疑があり、今までどおり蘭学館として残してほしい。また、この施設にCDやDVDの有料レンタルをCCCに運営をしてもらうことには疑義があるという意見がありましたが、本委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

何点かお尋ねをいたします。

これは、11月17日の段階では、蘭学館はそのまま形は残すというふうなことで教育委員会は話をしてありますね。そういう中で、今度一月もたたんうちに変更になったその経過ですね。要するに、蘭学館そのものが実際上は建物としてあることも一つの存在の理由なわけですよ。だから、そういうことを十分、議会でも賛否、いろいろ論議があっている中ですけれども、百歩譲って図書館をCCCに業務委託すること自体のことは、今ここで申し上げません、経過ですから。ところが、そういうふうなことを踏まえて、委員会の論議の中で、なぜそういうふうな市民の声が反映されないのかということをしてですね、その点をどういう形の中で論議をされたのか、条例の変更等ですね。

それから第2点は、改修費をCCC側が負担するということですが、幾らその改修費がかかるんですかね。そういう論議等も当然、そういうふうな変更に絡むとすれば論議をしなきゃいかんわけですが、もちろんしてあると思いますけれどもね。そうすると、問題は、これはCCC側の申し入れなんですか、市がCCCのほうに使ってくれと言ったんですか。そこらのことも委員会の中で論議を十分されたと思いますけれども、そういう点につい

てはどうか。

それから、その直前になって、10日前に決断をしたというふうなことが、議会等で議案提出のときに説明がありましたけれども、そういうふうにならば、民意というのですかね、そういうものは10日前という、そういう短い期間の中で十分論議ができたんだろうかと。そういうことについては、委員会の中でどういう論議をされたかですね。

それからもう1点は、CCC側は結局、何で今まで歴史資料館とか蘭学館等の、いわゆる管理委託といいますか、そういうふうな指定管理は受けないということになっていったということは、専門的な人が誰もいないということなんですね。ところが、そういう専門的なことを取り扱いきんところが何で——ちょっと言えば、蘭学館を企画展示室に移すことは、それは教育委員会で決めたことはわかりませんが、現実問題として、例えば建物自体が蘭学館を代表する、武雄の歴史を代表するような歴史資料館であるにもかかわらず、そういうふうなことが行われたということについての、そういう論議はどういうふうになされたかですね。論議の経過をまずお尋ねをしたいと思います。その4点を説明願います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

まず1点の、蘭学館をそのまま残すということで、もう少し市民の声をということで、そういった中で話をさせていただく前に、あくまでも今回は条例の一部改正議案ですから、委員会でも冒頭、私も説明をさせていただいたところでございます。そういった中で福祉文教常任委員会に付託されたものですから、いろんな角度から審議はしていききました。そういった中で審議が出て、討論を得た部分に関してのみ、回答させていただきたいと思います。

まず、そのまま残すということの市民の声はということですが、その分に関しては議論がされませんでした。

また、改修費が幾らかかるのかということに関しては、改修費は一切かからないと。今、現段階では一切かからないということでございます。

また、なぜ10日前に決断し、民意は十分反映されたのかということですが、要は蘭学の資料は特別収蔵庫に約1,000点あるようです。そういった中で、市民の皆さんにもっと、よりよく蘭学を知っていただきたいという部分の中で、今の蘭学館では狭過ぎるということで、今回、企画展示室とあわせることによって、より多く蘭学に接することができるということで、その辺は教育委員会でも十分議論をされて今回に至ったということでございます。

また、CCCの専門的な形に関しては、今もいらっしゃいますけれども、そういうふうな部分に関しては具体的に審議はされておられません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、委員長報告を聞いていまして、もちろん十分な審議をされたと思うんですけども、現実問題として、結局、蘭学館以外の図書館の問題についてはCCC側が引き受けると。それ以外の蘭学館、歴史資料館関係については引き受けないという経過の中には、そういういろんな含みが——含みというか、考え方があったと思いますけれども、しかし、委員会で、もう一遍確認したいんですけど、蘭学館を改修することについては経費がかからんということですけども、実際予算を伴わない、例えば蘭学資料館をつくるにしても、予算措置については次に考えるということで市長は答弁しているわけですよ、現実問題として。ところが、委員会ではそういう論議はされなかったんですか、かからないということだけで承知されたわけですかね。だから、問題は、しかしCCCに負担をさせると。蘭学館の中の施設の改装についてはするということですけども、現実については、そういうふうな歴史資料館等は扱わないで、みんな外に出てもらって、映像とかビデオとかの貸し出し、あるいは、それをするためのものに、せっかくそういうふうに蘭学館の機構を持ってですね、照明その他の問題は別ですけども——したものを壊すための条例の改正じゃないですか、移転するためですから。それを論議されなかったんですか、委員会では。そこの確認をもう一遍したいと思います。

市民の声の問題についても、本当にですね、ちょっとマニフェストとは言いませんけれども、実際問題としては、そういうふういきちっとした歴史資料館等を残すというのが市長として発表されたから、市民の方々は図書館の業務委託についてもある程度の理解を示してあったのが、そういうふうな何で——それは討論のときに言いましょう。そういうことですけども、もう一遍その点も確認させてください。十分に論議をしなかったということをおっしゃっていますけれども、委員会でそういうことはないでしょう。論議されたわけでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

冒頭申し上げましたように、条例改正の議案ですから、まずはですね。その辺は確認をしておきたいと思います。そういった中で、福祉文教常任委員会の付託の部分ですから、各方面からいろんな議論も出ました。そういった中で、先ほど改修費に関してはどうなのかということで、委員からも、その改修費は今回予算でなぜ出さないのかということで質疑もございました。ただ、答弁としては、改修費は生じないということで返事がございましたものですから、それで質疑はとどめたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

3回までですから再度お尋ねしたいんですけども、これは単なる条例改正であって、規則の改正だというふうな説明を今されたんですけども、これは条例を改正することによって本体が全部変わるわけですよ。蘭学館とか、武雄の歴史・文化、そういうものを含めました大きなですね、単なる形だけじゃないわけですよ、条例の。そういうふうに、むしろそのことだけでも議会で何日論議しても及ばんぐらいの大きな問題なわけですよ。

「名は体をあらわす」といいますから、条例の改正で、そういうことで蘭学館そのものがなくなるような格好の中で、それがよそのCD屋さんになっとるか、あるいは喫茶店に変わっていくとかって表現はおかしいですけども、そういうふうな、いわゆる蘭学の、あるいは歴史資料館以外のものによって変わっていくということに間違いなくなるわけですから、それをですね、半ば大砲からなんから移転をして、そして、あえてほかの部屋に、まだ予算もつけないようなところに、どうしてあの砲なり歴史資料が移ることができるんだろうかと。そういう論議をどうしてされなかったのかを——どうしてじゃないですね、されたかどうかをもう一遍確認したいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

冒頭申し上げましたように、蘭学館についてはこれまでの課題を改善し、資料をできるだけ数多くの方々にごらんいただきたいということで、今回、年間を通じて蘭学・企画展示室で展示を行っていききたいということでの答弁がございました。

また、具体的には、蘭学の資料を大切に後世まで保存し、研究し、そして展示して、すばらしさを学んでいただくことが大きな役割と感じていると、思っていると。

また今回、蘭学・企画展示室を設け、今までの常設展の課題であったところを改善し、年間を通じてたくさんの方々に資料を見ていただきたいと。それに対する理解を深めていただくことを踏まえながら、蘭学の資料を市民の方々にごらんいただく機会をふやすということでございました。

また、今の段階では、より積極的に蘭学資料を皆さんにわかっていただくこと、また理解を深めていただくことが今回の提案の一つであるということでございます。

それとまた、冒頭申し上げましたように、重複しますけれども、この条例議案にこれまで記述がなかった第4条第2号に歴史資料館を設けたということでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

委員長さんにお伺いしますけれども、まさに図書館問題、「丸い卵も切りようじゃ四角」てよう言うたもんにやと思うとですよね。いろんなこと言われるわけでございますけれども、原点に戻ってお聞きしたいんですが、これは前の総括質疑のときにも質問いたしましたけど、条例改正なんですよ。だから、前の条例改正の条例の中に武雄市図書館・歴史資料館という形で書いてあって、ぽつんと蘭学館と書いてあるんですよ。私、蘭学館てよう知らん、北方のもんやけんですね。

しかし、先ほど図書館のベテランのね、「名は体をあらわす」、ずっと今までそれを守ってきたんだとおっしゃるんですね。その守ってきたんだという条例をどこか変えるんですか。そうじゃないでしょう。図書館・歴史資料館と書いてあったのに、項目をただ、図書館・歴史資料館として、その歴史資料館の中に従来の蘭学館をずるって入れてありますね。私は充実したと思うと、この前ここで総括質疑で質問したんですよ。そういう議論にはならなかったんですか。条例を整備するために頑張った。そして、もしそれが違う方向にいけば、今度は運用の中で動いていくと思うんですよ。条例をつくって、その後に運用をしていくわけですから。今までも何もないのに蘭学館だけぽつと書いてあるですよ。そのほうが、私、北方のもんにとったら、むしろ条例がおかしかとしか思わんとですよ。そこら辺、議論ありましたら、総括質疑のとき聞いておりましたので、お伺いをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

まさに私も冒頭申し上げましたように、今回の条例は図書館・歴史資料館の施設の配置を見直すという部分の中で、これまで記述がなかった第4条第2号に歴史資料館ということをして、その中で蘭学及び企画展示室ということを改めて整備をしたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

もう1点ですけれども、委員長に聞くのは酷かわかりませんが、ただいま言われましたように、何日にどうだこうだ、教育委員会と言われますけれども、これが市長のほうから出るのであれば仕方ないんですけれども、議会のほうから民意が反映されていないということをよく聞くんですよ。民意の反映は、私いつも議会だと思うんですよ。もし我々議会が民意を代表していないというのであれば、例えば議員を半分になして直接市長が聞くと。これが民意反映なのかといつも思うんですよ。だから、民意の反映の話もあったように聞きますけれども、委員会の中で。そのことについて、どのように審議されたんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

民意の反映については、今回の図書館の問題はもう前々会からの議案等、あるいはいろんな議員だより等で、市民の皆さん、あるいは公聴会等も開かれており、民意は十分に反映されている中で、議員の立場として今回の条例議案にいろいろな形での質疑が出た状況でございます。そういった中で、今回に関しては民意は十分反映されているということでの話でございました。その中で、具体的な部分に関しては、こういった形での民意であるかということまでは話は出ませんでした。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第91号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第91号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第91号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第93号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第93号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第93号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第101号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第101号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第101号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第102号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第102号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第102号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第103号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第103号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

提案されました条例は条文の変更だと委員長報告並びに市長も説明されておりますが、内容は、これまでの蘭学館の機能を閉鎖して、レンタルソフト店TSUTAYAへの、運営会社カルチュア・コンビニエンス・クラブ、CCCによる有料のCD、DVDレンタルコーナーにするものであり、まさに驚きであります。私は現状を維持しながら、よりよい市民のものにすべきであります。この条例提案も5月4日の記者発表と同様、手法は同じであります。

さらに今回は、議会日程の一般質問の中でのやりとりから市長は蘭学館の変更を答弁されました。議案を提案する前に、もう決まっていることを事前に答弁するやり方は、まさにおかしいと私は考えるものであります。

第2に、教育委員会の立場であります。この条例の件につきましては、12月12日の臨時教育委員会を開催し、決定したと答弁をされました。今回も紛れもなく、余りにも拙速ではありませんか。自主的な、そして独立している教育委員会のあり方が問われているのではありませんか。

さらに今回、市長は議案審議の折、現条例、図書館・歴史資料館設置条例を「ぼろ条例」とこけおろしました。（発言する者あり）このような市長の感覚を疑わざるを得ません。

以上、反対理由を申し上げ、反対の討論とするものであります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第103号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど反対討論がありましたように、よりよい図書館を目指すというのは、結局は同じところなのかなと個人的に思っておりますけど、今回の条例改正につきましては、常設であった蘭学館の展示のあり方を改善し、これまで以上に蘭学資料を初めとする武雄の貴重な資料の保管、研究、展示を強化することを目的とした改正であります。

これまでの蘭学館には、常設であるがゆえに幾つかの課題がありました。まず1つ、展示内容が変わらないということ。2つ目に、1,000点に及ぶ蘭学資料のうち展示できていないものが多数あるということ。3つ目に、傷みやすい資料は常設では展示しにくいということ。4つ目に、武雄の蘭学について市民の方にそのすばらしさに気づいてもらう仕掛けが不足していたということであります。

これらの課題に対し、改正後の蘭学・企画展示室では、展示内容を変えながらわかりやすい解説を加えるなど、より蘭学について理解を深めていただく方策がとれること。そして、国宝クラスも展示可能な展示スペースで貴重な蘭学資料を展示できること。したがって、期間限定であれば、レプリカではなく本物を見ていただく機会ができること。それに加えて、今後、学校教育との連携を通して見学会など学習の機会をふやすこと。また、子どもを対象とした蘭学講座等を開催するなど、蘭学に対する理解とボランティアとしての活躍の場を創出するなど、さまざまな可能性が広がり、これまで以上に武雄の蘭学に対する市民の理解と情報提供を可能にするための改正であります。

また、CDやDVDを初めとする音楽、映像資料の充実を図ることは、当初、武雄市とCCCが合意した新図書館構想が目指す9つの市民価値の一つであり、新しい図書館が実現したい市民サービスであります。

さきに実施されました図書館に関する市民アンケートの結果でも、音楽、映像の充実に期待するというのは、スターバックスの出店に続いて第2位であります。これまで直営では実現できなかった驚くほど大量のCDやDVDがそろい、さらにCDの無料視聴等ができるということは、市民サービスの向上につながるのではないかと、相乗効果を生む結果につながると確信しております。

さらに、図書館・歴史資料館を指定管理者に委ねる構想の発案者が市長であるということ、これまでの議会を通じて説明されてきたとおりであります、市長が提案することは執

行権者として当然のことであり、何ら問題はありませぬ。それを踏まえて教育委員会においても議論を重ねられ、最終的にこの武雄市議会の議決をもって決定してきたところでありませぬ。

今議会に追加提案されました第103号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例の提案に向けましても、教育委員会では、11月15日に開催された市民報告会において出された蘭学館に関する市民の意見を踏まえて、11月20日の教育委員会、さらには12月7日の勉強会において蘭学及び蘭学館のあり方について議論され、最終的に12月12日の臨時教育委員会において本条例案を議会に諮ることを確認されたとのことでありませぬ。

このようなことから、手続的に何ら瑕疵はなく、教育委員会としてしっかり議論されていたことは明白であり、指摘は当たらないと考えておりませぬ。

以上のとおり、今回の条例改正で図書館内の施設の配置を見直すことにより、これまで以上に蘭学資料を大切に保管でき、皆様にわかりやすい展示ができることと、新たな音楽、映像に関するサービス向上につながる点から、本条例改正議案に賛成するものでありませぬ。

議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませぬか。8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

私は、第103号議案について反対の立場で討論を行います。

今回の条例には、内容と手続について問題点があると私は考えておりませぬ。

まず、内容について。蘭学館は、これから武雄の歴史資料の常設の展示館として、ますます充実するべきであると私は考えておりませぬ。すなわち、蘭学館は武雄市民や武雄を訪れる人々にとって、武雄の歴史資料の常設の展示場として、武雄市の歴史を理解する上では大きな役割を期待されておりませぬ。

佐賀藩近代化の礎になった鍋島藩武雄領の功績を顕彰する象徴的な施設、シンボルであり、武雄市図書館・歴史資料館の建設に当たっては、この象徴的な施設として、また、日本とオランダの友好の記念の建物として、蘭学館は関係者を初め市民の皆さんの熱い思いのもとにつくられた施設であり、蘭学館のれんがは建設当時オランダから運ばれたもので、開館時にはオランダ大使もお見えになったと聞いておりませぬ。

〔市長「領事やなか、大使じゃなくて」〕

蘭学館は、開館12年を経て展示内容に変化がなく見学者が少ないなどと、今回の図書館のアンケート調査をもとに言われておりませぬが、蘭学館は、鍋島茂義公を初め武雄鍋島が幕末、明治維新と時代に先駆けて日本をリードし、武雄が一番輝いていた時代の歴史の展示がなされていること。この武雄の先進性は、私たちの郷土の誇りとするものであり、これから武雄を担っていく子どもたちを初め、武雄市民や武雄を訪れる人が蘭学館に行けば、いつでも、

常時この誇るべき武雄の歴史を見られる。蘭学館は、武雄市にとって、これからの人材育成やまちづくりのために極めて重要な施設であり、来年4月の図書館の指定管理制度のスタートとあわせ、蘭学館は歴史資料の常設の展示場として、展示内容や展示方法の改善を行い、ますます充実すべきであると私は考えております。

〔市長「するて言いよう」〕

今回の図書館アンケート結果を理由に、蘭学館がなくなる、蘭学館を民間の販売のエリアとして、すなわち一企業の営業のための施設として貸し出すようなことは決してあってはならないと私は思っております。

今回の武雄市図書館・歴史資料館の指定管理制度は、図書館・歴史資料館の施設の管理運営と図書館の運営をお願いするものであり、もともと指定管理者CCCはその範囲での指定管理を優先すべきで、今回、指定管理決定後に、市民アンケートの現時点での蘭学館の入館者が少ないなどを根拠に、武雄市図書館・歴史資料館の象徴的なシンボルを自社の事業として、CDやDVDの有料レンタルのスペースとして借り上げ、会社の事業を拡大しようと提案すること自体、これまでの武雄市図書館・歴史資料館の設立趣旨をないがしろにし、複合施設としての機能を揺るがすものであり、日本でも有数の優秀な企画会社CCCが提案すべき内容の仕事ではないのではないかと思います。

図書館と歴史資料館は、複合施設としてさらに充実を図らなければならない。このためには、図書館の市民価値を向上させるとともに、歴史資料館の充実も不可欠であり、歴史資料館の市民価値の向上も図るべきであり、今回の条例案によって蘭学館を歴史資料館の分野から図書館ゾーンに加え、一民間会社のCDやDVDの有料レンタルのスペースとして貸すことは、図書館・歴史資料館の複合施設としての機能を著しく損なうものと言えます。

企画会社であるCCCは、今回の指定管理の協定書に基づき、市民のため、市民価値の向上のため、武雄市図書館・歴史資料館の充実を図り、蘭学館は歴史資料館の展示施設としての再生のためのアイデアや提案をしてほしいと思います。

今回のような民間会社CCCの事業拡大優先の……

○議長（杉原豊喜君）

石丸議員さん、CCCはこの条例改正には関係ありませんので、余り名前、個別名称を使わないようにしてください。CCCさんは今回の条例改正には全然関係していませんので、そこら付近をあんまり出さないように、固有名詞ですので。

○8番（石丸 定君）（続）

固有名詞はですね。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○8番（石丸 定君）（続）

はい、わかりました。

私は、指定管理者の今後の武雄市図書館・歴史資料館の管理運営に非常に強い不信感と疑念を持たざるを得ません。

次に、手続についてですが、蘭学館のあり方について我々議員はもっと民意を聞くべきだと考えております。（発言する者あり）

市長は12月議会の一般質問の答弁で、蘭学館を指定管理者に貸し出すということを10日前に決断をしたと発言されました。（発言する者あり）佐賀藩近代化の礎になった鍋島藩武雄領の功績を顕彰する象徴的なシンボルである施設を……（発言する者あり）蘭学館を貸し出すことについて、幾ら行政はスピードが大事だと言っても、このように短期間に決定してよいものでしょうか。

佐賀新聞の11月17日付の記事にあったように、市民を初め関係者にとっては、蘭学館の民間への貸し出し、方針転換はまさに寝耳に水であったと言わざるを得ません。関係者を初め市民への事前の説明と理解を得るために、時間を十分にとって決断すべき重大な事項、決断であるべきであると思います。（発言する者あり）

今回の図書館の市民アンケートでは、蘭学館の民間への貸し出しについて市民は賛成しているとは思えません。まさに市民の皆さんの感想である「寝耳に水」は、蘭学館は来年4月以降も歴史資料館として残っていくものであると思っておられたと考えられます。

また、教育行政を担う教育委員会としても、十分な協議がなされるべきであると思います。

教育委員会は、11月15日に開催された武雄市新図書館構想の市民報告会において、参加した市民からの質問、蘭学館がなくなるというのを聞いている。蘭学資料は日本の宝。つぶすようなことがあってはならないとの市民の切実な意見について……

〔市長「条例改正と関係ないじゃないか。逸脱じゃないか」〕

〔24番「討論だからいいじゃないですか」〕

○議長（杉原豊喜君）

静かに。静かにしてください。

〔19番「討論じゃなかない」〕

〔市長「条例改正から逸脱しているじゃないか」〕

○8番（石丸 定君）（続）

武雄市教育委員会の回答は、蘭学館については市の改修工事費には含まれていない。蘭学資料は武雄のすばらしい財産なので、これからも大切に守っていくと答えておられます。

すなわち、教育委員会はこの条例案の提案の1カ月前の市民報告会において、蘭学館について、図書館に併設する歴史資料館は今回の改修事業の対象外で、4月以降もこのまま歴史資料館として存続するような市民への説明をしておられます。そのうちでも、特に市民の皆さんが要望されている歴史資料館の象徴である蘭学館を、歴史資料の展示館として来年4月

以降も存続してほしいとの意見について、参加された市民や佐賀新聞の11月17日の記事を見たほとんどの市民は、来年4月以降も歴史資料の展示館として存続すると思われた。

今12月議会での教育委員会の説明では、教育委員会の協議決定について、今回の条例案、すなわち蘭学館の民間貸し出しについては、12月12日の臨時の教育委員会において協議決定がなされているとの説明ですが、これは12月14日の議会への条例案の提案の2日前の臨時の協議です。教育委員会のこの協議の内容は定かではありませんが、教育委員会の協議の結果として、蘭学館の貸し出し、民間会社へのCDやDVDの有料レンタルのスペースとしての貸し出しという10日前の市長の決断の追認をしたということであり、教育委員会は10日前の市長の突然の決断、方針変更についてどのような議論をされたのか。市民報告会での11月15日の市民への説明との食い違いについて、また、市民や関係者への説明責任や合意形成について、教育行政を担う教育委員会としてどのような議論になったのか、非常に疑問を持たざるを得ません。（「委員会で協議せんか」と呼ぶ者あり）

教育委員会はもっと慎重に、教育施設である歴史資料館のあり方についての議論が必要であり、蘭学館の目的変更については改めて十分な議論が必要であるということを指摘して、私の反対の討論といたします。議員の皆様の御理解のほどよろしくお願いいたします。

（「がんとば理解さるんもんや。議長ちゃんと精査しとかんば、福祉文教委員会てばい」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

21番牟田議員。（発言する者あり）静かに、私語を慎んでください。（発言する者あり）

○21番（牟田勝浩君）〔登壇〕

私語は慎んでください。

まず最初に、蘭学は大切、これはもう十分認識しております。蘭学は大切。でも、武雄の歴史は蘭学だけじゃないんですね。さっき言われました武雄鍋島藩が輝いていたと。今の武雄市は全部、武雄鍋島藩じゃないんですね。北方町もあれば、山内町もある。周辺部の蓮池藩もある。それだけが特出しているということで、今回は条文ということを言われました。条文のほうを言います。条文の、今、今度改正される前の条文は「図書館・歴史資料館に次の施設を置く。」と。第1番「図書館」、2番「蘭学館」。本来はここに歴史資料館と来なきやいけない。このことについての論議なんですよ。

〔市長「そうですよ」〕

だから、今さっき言いました。蘭学館だけが武雄の歴史になっているんですよ、これは。だから、違うからそれを直しましょうという条文なんですよ。だから、今回は図書館・歴史資料館の1番に「図書館」、2番に「歴史資料館」と。これはもう当然なんです。当然なことを我々は論議して――。

例えば、手続の話されました。手続も、上田議員が討論で言われたように何ら瑕疵はな

い。繰り返しますけれども、本来ならば1番「図書館」、2番「歴史資料館」でなくてなきやいけない条文を、今回それにきちんと直した。今まで「蘭学館」になっていたと。

一番最初に言いました。蘭学は大切です。本当に大切です。大切だけど、それが武雄の歴史資料全てじゃないんですね。これを見ると武雄の歴史は全部蘭学館になっている、今までの条文で見ると。それをきちんと直す。それが何でおかしいのか。

きちっと我々、福祉文教委員会は論議しました。手続に関しましても、上田議員が先ほど言われたように何ら瑕疵はない。最初の松尾委員長が言われたときに、条文に関してきちんと条文のほうを対処いたしました。そして、その後のことも重要だということで、例えば樋渡市長は新庁舎にきちんとすると。機能を落とさず、人が来てもらう施設にするといいと言われました。そういうのを言っているにもかかわらず、なぜかこの条例が、新条例は今までよりも蘭学多いです。ただ、きちんと直ただけで。

さらに、「名は体をあらわす」と先ほど質問されました。今まで蘭学館だったんですね。蘭学館だったけど、なかなか人が来ない。これはもう周知の事実だと思います。これをきちんと、これからメディアホールとか、いろんな展示企画してやろうということで頑張っています。頑張るといいで言われています。

さらにさらに、百歩譲って先ほど言われました民間がやったらおかしくなるという。例えば、全国ですね、歴史資料館、博物館、民間が経営しているところいっぱいありますよ。かえって——仮の話ですよ、CCCさんが企画展示してそういうのをやったほうが、よっぽど客が来るかもしれない。今まであんまりできなかったというのは認められていることですから。

繰り返します。今度の条例は、図書館・歴史資料館であるはずの条文を、それに直しただけです。今までは図書館、蘭学館だった。それを直しただけ。何の瑕疵があるのか、何がおかしいのか。

さっきも言いました蘭学は大切。でも、今までの条文は武雄の歴史は全部蘭学になってしまう。これはおかしい。だから、歴史資料館に直すと。そして、その中に蘭学の部分をより多く入れて、さらに説明では、これまで以上に蘭学に関して企画展示、PRに努めると。これの何がおかしいのか。皆様方の判断をお願いするとともに、御賛同をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、今回の条例改正については反対の立場で討論いたします。

今まで石丸議員がする説明をされましたいろんな理由の中で、本当に図書館・歴史資料館

のこと、市民がそういう歴史、文化、文学、そういうものに対する大きな期待ともものを持った形の中でつくられた蘭学館だと。蘭学館という表現は、そういう形で象徴的に申し上げているだけでございますけれども、そういうふうなことで説明されて、なるほどと思いました。

私、この問題の中で、単なる形を整えるために条例の改正をして正常に戻したという考え方ですけれども、条例とか法律、規則の中には論外の、言葉ではあらかわせない部分がいっぱいあるわけですよ。それは十分、そういうのをつくっている皆さんが一番御承知のとおりですよ。

そういう武雄市の蘭学館というのは、私は質問の中でも申し上げましたように、元来は当然論議をしてあるものと思っておりますけれども、私が手元に持っているようなものでも、蘭学館に来る人はいないとか、そういう人が少しでも多く来るようにするためには、もっとオープンにするような形がいいとか、そういう論外の議論があっておりますけれども、私ぐらい、私のような不勉強な男でも、例えば蘭学館についてのいろんな資料（資料を示す）、これはほんの一部ですよ。10分の1ぐらいしか持ってきません。ですけれども、この資料の1冊見ただけでも、それこそですね、武雄市民の知的財産が随分、強力にふえてくるんじゃないかという気がいたします。なぜかという、とにかくこれについては後で、機会を得たら十分、何時間もかかりますから申し上げませんが、私がここで反対の理由で申し上げたいのは3つあります。

1つ、それは蘭学館という形ですけれども、武雄市の場合は蘭学館に象徴されるという形と言いましたけれども、これは武雄市図書館・歴史資料館の設置条例。歴史資料館という言葉をきちっと入れてあるわけですよ。そして、一つの象徴として……（「蘭学だけが武雄の歴史じゃなかぞ」と呼ぶ者あり）何を言っているんですか。表題を見てください、表題を。そういう形の中で、図書館・歴史資料館のことを進めてきたのが一つの歴史の中にあります。

一般質問の中で申し上げましたように、本当に歴史資料館、蘭学館をつくる時に、みんな市民が抛出をして、県議会にも行き、いろんなものを出して、市民を挙げて運動をして図書館・歴史資料館をつくり上げていったわけですよ。そういう経過の中であったものをですね、しかも、今回は図書館の問題については、CCCに委託をする問題については、それは議会を通っております。私は反対でしたけれども、通っております。それはそれとして、一歩進んでいる。

そのとき、先ほどの議論でもありましたように、討論でもありましたように、要するに蘭学館、いわゆる歴史資料館の機能、それからその内容、そして運営の仕方については一切CCCには委託をせんということで、みんなが承知して一歩前進したような、せめてあそこだけは守られたという気持ちでみんなおったわけです。そのためには、図書館の関係者、あるいはいろんな方々の、市民の集会まで開いて説明して、舌の根も乾かんうちにですよ、私「舌の根も乾かんうちに」とあえて表現をします。もう私、表現がへたですから、そういう

言い方しかできませんけれども、実際、本当まだ1カ月もたたないうちにですよ、今度はCCCに予算も、要するに改装費を出してまで蘭学館の中を改装して、それをDVDとか、そういう音響にすると、音響効果もいいからと。それは市がお願いしたわけじゃない、CCCからの申し入れだと。予算までCCCに出させてつくる理由がどこにあるかということなんですよ。

だから、蘭学とか、歴史資料室を充実させるというなら、むしろ図書館の半分を全部歴史資料館に、昔、最初の計画どおりに進めてもらったら、もっと充実したものができるんですよ、歴史資料館も。ところが、私が言うのはですね、だから……（発言する者あり）まだ問題があるんですよ。駐車場の問題だって、いろいろと後から出てきます。そういうふうな問題が論議をされた中で、条例がこういう形であるならせめて、そういうふうな意味も含んでいるわけですから、そういう意味では改正する必要がない。改正することによって、今度、私があえて申し上げるならば、非常に厳しい言葉かわかりませんが、もうとにかく歴史資料館、そういうものまで本当に、いわば市民の手から離れて、そういうふうな形の中でなされていくような感じがしてなりません。

とにかく市長の顔を見ていると本当に、どうしてこの方が1カ月もたたないうちに、私が言う舌の根も乾かないうちにこういう形でされるかと、そういう意図を含んだ改正であると私は理解しますので、反対をいたします。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場から討論させていただきます。

さすが谷口議員さんであり、石丸議員さん、本当に感心をいたしました。というのは、蘭学館は市民の宝、歴史である、残してほしい、それはみんなそう思っていることです。

反対討論か賛成討論かわからんような反対討論をされる方のこの心情はわかりません。よって、皆様方の賛成の意を本当に酌んでいただいて、今回のこの議案については賛成の立場から皆さん方に御同意をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

討論につきましては、先ほどからる演説調な討論をされているようでございますけれども、現議題になっている事件に対して、自己の賛成、また反対を表明するのが……

〔23番「議事進行」〕

23番黒岩議員……

〔23番「進行て」〕（「進行」と呼ぶ者あり）

ああ、進行ですね。——意見を表すことであるということですので、議員の皆様方も賛成、反対の理由を明確にしながらの討論をお願いしたいと思います。

これより第103号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第103号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8～第15 第89号議案～請願第3号

日程第8. 第89号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例から
日程第15. 請願第3号 集中豪雨で部分的に冠水する市道の改良工事請願書までを一括議題
といたします。

以上の7議案及び請願1件は建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査
の経過並びにその結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第89号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において本委員会に付託されました第89号議案 武雄市農
業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

今回の改正内容は、農業集落排水処理施設の使用料を見直し、公共下水道及び戸別浄化槽
の料金体系に統一するもので、下水道利用者の負担の公平性の観点から改正を行うものであ
るとの説明を受けました。

なお、施行日は平成25年4月1日であり、4月に使用した分で翌月の5月請求分からの適
用になるとのことでした。

委員からは、処理施設の接続率向上に向けて今後も努力してもらいたいとの意見がありま
した。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第94号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第94号議案 平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について御報告いたします。

今回の補正は、山内町踊瀬地区の国道35号線歩道整備工事に伴う下水マンホールポンプの制御盤や公共ますの支障物件の移設に係る国道事務所からの受託工事として行うための工事請負費の増額補正との説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第95号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第95号議案 平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御報告いたします。

今回の補正は、国の交付金の内示減に伴う事業費の減額及び消費税確定申告に伴う還付金の増額等であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第96号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第96号議案 平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）について御報告いたします。

今回の補正は、平成23年度分の消費税確定申告に伴う消費税還付金の増額及び前年度繰越金の確定等による歳入の増額補正であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第97号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第97号議案 平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、交付金事業の内示減に伴う国・県の補助事業費の減による減額補正であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第99号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第99号議案 平成24年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）について御報告いたします。

執行部からは、収益的収入及び支出における給与費関係の増額及び減額補正であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第100号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第100号議案 市営和田住宅建替2号棟建設工事請負契約の締結について御報告いたします。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明を受けました。

本契約は、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札会を11月22日に実施、五光・橋口建設共同企業体が落札され、平成24年11月29日付で建設工事請負仮契約を締結したものであるとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、請願第3号に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました請願第3号 集中豪雨で部分的に冠水する市道の改良工事請願書について御報告いたします。

平成24年7月の豪雨に伴う市道の冠水で請願者所有の自家用車が被害を受けたことについては、請願者が被害に遭った1カ月後に、本市に連絡をせずに車を買いかえたことなど損害賠償には適用しない趣旨を請願者に伝えており、その後、請願者からは何の連絡もないことから、市としては今回の件は円満解決できているものと判断しているとの説明を受けました。

なお、委員からは、今回の件を含め集中豪雨で部分的に冠水する市道の改修については、可能な限り早急な対応をしていくよう求めるとの意見が出ました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり採択すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

まず、第89号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第89号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

第1に、市内の下水道料金統いで、平成25年から公共、戸別、農集を統一するという案ですが、農業集落排水に取り組んできた合併前の山内町の経緯に立ち戻れば、料金体系のうち加入金は全て15万円で取り組み、使用料についてはくみ取り料金並みの金額で事業が推移してきたのであります。それぞれの公共、戸別、農集には違いがありますので、統一するのに

反対であります。

第2に、今回の農集の値上げは20トンで現行3,255円を3,990円、プラス735円、率にして22.6%であります。大幅な値上げであります。一方で、来年4月からは、会計制度は違いますが、国民健康保険制度の中の国保税も12.9%の値上げが決定されています。町民にとってダブルパンチであります。今回の値上げを中止して、市が取り組むべき課題は加入者の増と接続率を引き上げるための取り組みであります。そして、施設管理費の縮減のために、光熱水費の縮減のために、農集の処理センターのうち可能な施設に太陽光発電施設を設置するなど、公共施設基金や財政調整基金を活用した施策に取り組んでいくことで、現行料金体系を維持し、加入率を引き上げていくべきだと申し上げるべきであります。

太陽の恵みを受けて、自然の恵みを受けて、より農業集落排水が健全化の財政運営ができるように取り組むべき課題を申し上げ、本議案の値上げに反対することを申し上げ、討論とするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

9番石橋議員

○9番（石橋敏伸君）〔登壇〕

おはようございます。第89号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

農業集落排水事業の使用料改定の経緯を申し上げますと、平成18年、1市2町で合併を行い、この時点で各市町とも農業集落排水事業の供用が始まっております。そのため、合併時の料金は旧市町の料金体系を引き継ぐものとなっております。

今から5年前の平成20年度に、合併後2年を経過したということで農集排料金の統一を行ったところでございます。このときの統一の考えとしては、まずは旧市町の料金水準を平準化した料金体系として、農業集落排水事業としての統一を果たすというものであります。

前回の料金改定から5年を経過し、今後、合併後7年を経過する今回、全ての汚水処理事業、農集、公共、戸別の料金を統一することは、利用者間の公平性を保つ意味でも必要なことと思っております。

以上、第89号議案に対する賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ここで、あえて賛成討論をしたいと思っております。

と申しますのも、先ほどの話を聞いて、ある意味、介助犬以下だなと。介助犬、皆さん御存じですね。——いや、討論者をばかにしたわけじゃないですよ。介助犬がすばらしいとい

うことをごさいますけれども、介助犬というのは皆さん御承知のとおり、どうすると思えますか。自分のふん尿は、介護者がですね、介助犬が働くときに途中でしたら困るんですよ。だから、ちゃんと自分のところで始末するんですよ。赤の他人には絶対負担をかけないというのが介助犬なんですね。

私も朝、きょうはちょっと寒かったけん出なかつたんですけれども、大体5時ぐらいに起きて、5時半ぐらいから犬を連れて散歩に行きます。昔は犬に連れられての散歩でしたけれども、今はですね、うちの犬、ぼんくらですけども、トイレだけはちゃんと朝済ましとつとですよ、外でなくていいようにですね。意味わかりますか。他人に迷惑かけない、そういう犬でございます。これが介助犬なんですね。

先ほど討論者の中で、山内町は全体で見えてきたという話しなされましたね。うちの賛成討論者が合併市町の話をしました。山内町だけの話で山内町だけすれば、値上げしなくてもいいし、一般会計からどんどん入れてもいいわけ、全体的なことですからね。しかし、これが1市2町で合併しました。それぞれ違うんですね、体系が。

先ほどの介助犬じゃございせんけれども、自分の垂れたものを誰かが負担するということになるんですよ。これが許されるかという考えですね。ここはぜひとも見なければならぬ。国保の討論もされました。自分が国保を使わなければいいですよ、何と言っても。大病したときには必ず使いますからね。国保運営しなけりゃならない。トイレも一緒なんですね。

まして言えば、例えばぽとん、直接垂れますね。そういうのをやめようということで山内はされたと思うんですよ。ぽとんがあれば人は来ないと。嫁さんの来手もなかと。近代的な町にしようということで取り組んでこられたと思うんですよ。悪い言い方すれば、そこが金が足りないときには一般会計から繰入金出しますよね、皆さん。その繰入金は私の税金も入っているんですよ。山内で、討論者に言いますけどね、山内で快適な生活をするために施設を改善した。金が足りない。何でほかの者が払わなければならないか。だから、介助犬以下だという考え方をした次第でございます。

本題に入りますけれども、繰入金なんですね。委員会では、委員長が先ほど言いましたが、詳しい資料を取り寄せて勉強したんですよ。ここで皆さんに御披露しますけれども、平成19年から23年まで5年間、農業集落排水事業、公共下水道事業、戸別浄化槽、いろいろ形態違いますからね。どういう状態かといいますと、農業集落排水事業は使用料が——使用料ですよ、本来は使用料で賄うんですからね。使用料が4億8,985万7,000円、繰入金が実に——どれくらいと思うですか、皆さん。28億3,122万4,000円を繰り入れしているんですよ。皆さんの税金入っていますよ。公共下水道事業は、使用料が2,220万6,000円に対して繰入金が1億3,349万1,000円。戸別浄化槽は幾らと思うですか、皆さん。使用料が930万円。繰入金はわずかの105万円なんですよ。だから、全体的に見た場合は、ここら辺におぶさっていると

ということは誰でもわかることですよね。本来、受益者負担が原則ですよ。そうじゃないですか。うちの犬のうんちを、ほかの人は片づけてくれないですよ。そういう代物なんです。

もう少し詳しくいえば、加重平均をとります。皆さん書いとっていいですよ。加重平均をとりますと、農業集落排水事業では使用料が3,543円に対して繰入金で2万480円になります。加重平均って1戸当たりですからね。公共下水道、これは今、加入率が25%ですね。だから、これは対象にならないということは皆さんわかりますね。使用料が少ないというわけですから。戸別浄化槽、使用料が3,478円に対して繰入金で396円。つまり、農業集落排水事業にこれだけ多くの税金を積んでいると。これじゃバランスがとれないというのは、我々議員感覚で当然わかると思うんですね。

もう少し具体的な数字をけさ計算してきましたけれども、農業集落排水事業というのは、使用料は実に14.7%しか入っていないんですよ。戸別浄化槽は9割が使用料ですよ。これでも皆さん、農業集落排水事業の使用料を上げなくていいと、そういう話になりますか。私はならないと思うんですよ。上げるべきだと思うんですね。

もう1つ我々大事なことは、議会と執行部の関係ですけれども、議会は民意を反映していると、そう思っておりますので、先ほど討論で言われましたように、山内町で農業集落排水事業を進めてつくったとすれば、執行部がつくってくれるわけですから、我々の仕事は加入率を上げることなんですよ。そして、使用料をふやしていくと。これが我々議会に与えられた宿命だということを——言いましたよね、やはり水道料金というのは、どんな高い山の上におっても圧送料がかかりますからね、統一料金ですよ。

この2つのことを申し上げまして、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第89号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第89号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第94号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第94号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第94号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第95号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第95号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第95号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第96号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第96号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第96号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第97号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第97号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第97号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第99号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第99号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第99号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第100号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第100号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第100号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願第3号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま採択されました請願は、市長に送付をさせていただきます。

日程第16・第17 第92号議案・第104号議案

日程第16. 第92号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第9回）及び日程第17. 第104号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第10回）を一括議題といたします。

第92号議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長に審査の経過並びにその結果について報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第92号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第9回）についての審査内容と結果について報告いたします。

今回の補正は、事業費の確定見込みによる調整などや、一般職員異動などに伴う人件費の補正のほか、9月補正後に生じたことにより速やかに対応すべき経費についての補正です。

主な質疑としては、来年度から本格運行される「みんなのバス」に伴う武雄市内の公共交通体系の方向性などが問われ、市内の地域間平等性を保つため、公共交通会議での議論を行い、段階的にシフトしていく必要があるとの答弁を受けたところです。

慎重審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

第92号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第92号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正と県営基幹水利施設ストックマネジメント事業に要する市の負担金の補正及び当該事業に係る市債、農林業債の補正であります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第92号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第92号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について、主な審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

主な内容は、職員の異動に伴う補正のほか、3款4項、更生援護費の介護給付費では1億1,091万4,000円の補正がされており、内容的には障がい福祉サービスの増加や事業所への処遇改善加算及び就労継続支援施設の利用者増によるものとの説明でございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第104号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第104号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算

(第10回)でございますが、この議案については山内東小学校、山内西小学校、山内中学校給食室整備事業及び武雄中学校管理棟大規模改造事業についての追加補正との説明でございました。

なお、委員からの質疑がございまして、主な質疑としては公共施設整備基金の残高の確認がございまして、残高については24年度末で27億5,682万9,000円の見込みであるという答弁でございました。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

第92号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に分割付託されました第92号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、土地区画整理事業費及び街路事業費において、国庫補助金の内示減に伴う事業見直しを行い、繰出金及び事業費の減額、また、住宅用太陽光発電システム設置補助金については、当初予算1,000万円―5万円掛けるの200件―を予算計上していたが、申請が多く現在200件を超えたため、今回5万円掛けるの40件分の200万円の増額をお願いするものであるとの説明を受けました。

あわせて執行部から、当補助金における平成25年度の県内の助成制度実施状況の説明を受けたところです。

委員からは、時代の要請に応ずるべく、今後も検討してもらいたい趣旨の意見が出ました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第92号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

まず、第92号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第92号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第92号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第104号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第104号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第104号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 意見書第3号

日程第18. 意見書第3号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。5番山口良広議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書について、趣旨説明を行います。

九州地方の風水害による被害は全国と比較しても非常に多く、また、土砂災害は全国で発生するうちの6割が九州で発生していることから、河川の氾濫、高潮被害、土砂災害等の自然災害に対する早急な対策が必要となっています。

そうした中において、地域主権推進大綱として、去る平成24年11月30日閣議決定され、今国会に提出されると内閣府地域主権戦略室のホームページから知りました。

そこで、武雄市においては六角川、松浦川と防災対策を整備中の今、国土交通省の出先機関が地方分権の名のもと統廃合されたりしては、整備に支障が来されるようでは困るということで、1つ、地方分権については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保し、議論を経た後に結論を出

すこと。2つ、防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充を図ること。3つ、現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方整備局、事務所、出張所の廃止や地方委譲は行わないこと。

以上の3項目について強く要望するものであり、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第3号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第3号を採択いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第3号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第19～第21 議提第2号～議提第4号

日程第19. 議提第2号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則から日程第21. 議提第4号 武雄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例までの以上3件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

議提第2号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則、議提第3号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例、議提第4号 武雄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、議員を代表いたしまして説明いたします。

この改正は、地方自治法の改正に伴う改正でございます。

議提第2号でありますけれども、この会議規則につきましては、本会議においても公聴会

の開催、参考人招致ができることになりましたので、第1章の「会議」の第9節に「公聴会、参考人」の条項を新たに追加するものでございます。これに伴いまして、条項のずれが生じてまいります。

議提第3号、委員会条例につきましては、地方自治法で定められていました委員会委員の選任の方法や在任期間に関する規定が削除されましたので、武雄市議会委員会条例に、委員の選任は議長の指名により速やかに選任する規定を盛り込むものでございます。

議提第4号、政務調査費の交付に関する条例につきましては、名称が政務活動費に改められたことによる整備と、政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めなければならないとされたことに伴い、基本的事項を条例で定めるものでございます。

以上、御提案を申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

議提第2号から議提第4号までの以上3件に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議提第2号から議提第4号までの以上3件は、所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第2号から議提第4号までの以上3件は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論及び採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、議提第2号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議提第3号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第3号は原案のとおり可決されました。
続いて、議提第4号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第4号は原案のとおり可決されました。

日程第22. 閉会中継続調査申出について

日程第22. 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申し出が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもって、平成24年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時40分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 山崎鉄好

〃 議員 宮本栄八

〃 議員 古川盛義

〃 議員 末藤正幸

会議録調製者 筒井孝一